

# 福岡県公報

令和6年5月14日  
第 495 号

## 目 次

### 告 示 (第286号 - 第296号)

|                                     |           |    |
|-------------------------------------|-----------|----|
| ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意             | (漁業管理課)   | 1  |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除                     | (砂 防 課)   | 1  |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除                   | (砂 防 課)   | 2  |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除                     | (砂 防 課)   | 2  |
| ○土砂災害警戒区域の指定                        | (砂 防 課)   | 2  |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定                      | (砂 防 課)   | 3  |
| ○保安林の指定施業要件の変更に<br>関する農林水産大臣からの通知   | (農山漁村振興課) | 3  |
| ○保安林の指定施業要件の変更に<br>関する農林水産大臣からの通知   | (農山漁村振興課) | 4  |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の<br>所在場所等         | (農山漁村振興課) | 4  |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の<br>所在場所等         | (農山漁村振興課) | 4  |
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時<br>要届出区域の指定の全部の解除 | (環境保全課)   | 5  |
| <b>公 告</b>                          |           |    |
| ○落札者等の公示                            | (県民情報広報課) | 5  |
| ○一般競争入札の実施                          | (財産活用課)   | 5  |
| ○一般競争入札の実施                          | (財産活用課)   | 11 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任                    | (農村森林整備課) | 18 |
| ○土地改良区の役員の就任                        | (農村森林整備課) | 18 |
| ○競争入札参加者の資格等                        | (総務事務厚生課) | 18 |

- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....20
- 落札者等の公示 (障がい福祉課) .....22
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) .....22

## 告 示

### 福岡県告示第286号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

| 住 所        | 氏 名   | 区 域<br>(漁業共済の加入区の名称)  | 区 分      |
|------------|-------|-----------------------|----------|
| 福岡市東区大字志賀島 | 上野 実巳 | 福岡市漁業協同組合の地区のうち       | 小型船びき網漁業 |
| 〃          | 折居 正和 | 旧志賀島漁業協同組合の地区(志賀島加入区) |          |

### 福岡県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(令和3年3月福岡県告示第318号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
|-------|-----------|-------------------------|
|       |           |                         |

|          |                                 |         |
|----------|---------------------------------|---------|
| 真竹       | 朝倉市杷木松末（別紙図面 1 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 真竹 - 1   | 朝倉市杷木松末及び杷木星丸（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水ヶ元 - 1 | 朝倉市杷木星丸（別紙図面 3 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 内河野 - 1  | 朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面 4 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第288号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和3年3月福岡県告示第319号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称    | 指 定 の 区 域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------|---------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 真竹       | 朝倉市杷木松末（別紙図面 1 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |
| 真竹 - 1   | 朝倉市杷木松末及び杷木星丸（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 2 に記載する表のとおり             |
| 清水ヶ元 - 1 | 朝倉市杷木星丸（別紙図面 3 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 3 に記載する表のとおり             |

|         |                                 |         |                   |
|---------|---------------------------------|---------|-------------------|
| 内河野 - 1 | 朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面 4 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 4 に記載する表のとおり |
|---------|---------------------------------|---------|-------------------|

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第289号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第165号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域                 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|---------------------------|---------------------|
| 高山    | 朝倉市杷木志波（別紙図面 5 に示す区域のとおり） | 地滑り                 |

備考 別紙図面 5 は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第290号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------------------|
|       |           |                     |

|          |                                 |         |
|----------|---------------------------------|---------|
| 真竹       | 朝倉市杷木松末（別紙図面 1 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 真竹 - 1   | 朝倉市杷木松末（別紙図面 2 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水ヶ元 - 1 | 朝倉市杷木星丸（別紙図面 3 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 内河野 - 1  | 朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面 4 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 高山       | 朝倉市杷木志波（別紙図面 5 に示す区域のとおり）       | 地滑り     |
| 平榎(3)    | 朝倉市杷木志波（別紙図面 6 に示す区域のとおり）       | 地滑り     |

備考 別紙図面 1 から 6 までは省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第291号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 5 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称  | 指 定 の 区 域                 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------|---------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 真竹     | 朝倉市杷木松末（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |
| 真竹 - 1 | 朝倉市杷木松末（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 2 に記載する表のとおり             |

|          |                                 |         |                   |
|----------|---------------------------------|---------|-------------------|
| 清水ヶ元 - 1 | 朝倉市杷木星丸（別紙図面 3 に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 3 に記載する表のとおり |
| 内河野 - 1  | 朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面 4 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 4 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面は朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第292号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
八女市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>滴養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第293号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
築上郡上毛町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第294号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。

。)

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第295号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第296号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
那珂川市大字上梶原字荒谷1075番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物  
鉛及びその化合物  
ヒ素及びその化合物  
フッ素及びその化合物  
ほう素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表3の項の下欄のハに規定する土壤汚染の除去）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称  
各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年4月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
福博総合印刷株式会社  
(2) 住所  
福岡市博多区堅粕三丁目16番14号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
82,157,588円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公示日  
令和6年3月8日

**公告**

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名  
福岡県庁舎行政棟空調改修工事
- 2 工事場所  
福岡市博多区東公園
- 3 工事概要  
管工事（庁舎（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上11階地下3階建て、延床面積76,595㎡）の空調改修工事）
- 4 使用する主要な資機材  
エアハンドリングユニット 54基  
パッケージエアコン 56組  
自動制御設備 1式
- 5 工期  
令和6年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和10年3月17日（金曜日）まで
- 6 工事の発注方式
  - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
  - (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
  - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。  
なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）を準用する。
  - (4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。
- 7 電子入札に関する事項  
本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象外工事であり、紙での入札手続を行う。

- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部財産活用課設備管理係（県庁行政棟9階）  
電話番号 092-643-3091
- 9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。
- 10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
令和6年5月28日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。  
なお、開札時点においても同条件を満たすこと。
  - (1) 全ての参加者に対する条件
    - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
    - イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。  
なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
    - ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
    - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
    - オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 3者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「3者JV」という。）、2者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「2者JV」という。）又は単体企業で施工すること。

なお、出資割合は、3者JVの場合は20%以上、2者JVの場合は30%以上であること。また、本工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業で参加することができないこと。

(2) 3者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、15,300㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る1億円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が950点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降

の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(オ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

イ 他の構成員2者のうち1者に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、7,600㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る5,000万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が820点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

ウ 他の構成員2者のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、3,800㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る2,500万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

- (ウ) 管工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAであること。  
(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

(3) 2者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(2)のアのとおりとする。

イ 他の構成員に対する条件

(2)のイのとおりとする。

(4) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)から(ウ)までのとおりとする。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（3者JV、2者JV又は単体企業）全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～20点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和6年5月14日（火曜日）から令和6年6月25日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下

「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案、設計図面及び仕様書の縦覧を8の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年5月14日（火曜日）から令和6年7月29日（月曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和6年5月14日（火曜日）から令和6年7月29日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、8の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

持参又は郵送により、8の場所に、令和6年5月14日（火曜日）から令和6年5月28日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

持参により提出する場合は令和6年7月22日（月曜日）から令和6年7月29日（月曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和6年7月22日（月曜日）から令和6年7月26日（金曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

## (3) 提出方法

ア 入札書は持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

イ 入札執行回数は、1回とする。

## 16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、持参又は郵送により提出すること。

## 17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、持参又は郵送により提出すること。

## 18 開札の日時及び場所

## (1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

## (2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課横901会議室（県庁行政棟9階）

## 19 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

なお、3者JV又は2者JVの場合は全ての構成員について提出すること。

## (2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

## 20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 入札者又はその代理人の記名がなく、必要事項を確認できない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

## (1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和6年7月29日（月曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和6年7月30日（火曜日）午後5時00分までに8の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

## (2) 落札者決定通知

## ア 時期

(ア) (1)イ又はウにより落札者が決定した場合  
令和6年7月29日（月曜日）

(イ) (1)ケ又はコの方法で、落札者を決定した場合  
令和6年8月下旬頃（予定）

## イ 方法

書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

## 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、管工事について、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和6年5月28日（火曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

## ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) により提出するものとする。

## イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟 7 階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (2) 契約書第 35 条第 1 項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。また、契約書第 35 条第 5 項及び第 6 項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第 55 条第 2 項に規定する違約金の額は、請負代金額の 10 分の 3 とすること。
- (4) 契約書第 10 条第 1 項第 2 号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。  
なお、3 者 J V 又は 2 者 J V の場合は、代表構成員が当該技術者を配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける。  
なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (4) 調達手続の停止等  
政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第 48 条の 3 第 1 項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

Air Conditioning Renovation Work on Fukuoka Prefectural Government Office Administration Building

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 28 May 2024.

(3) Deadline for the submission of bids :

10 : 00 A. M. on 29 July 2024 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 26 July 2024 if submitted by post.

(4) Contact :

General Affairs Division

Department of Property Utilization

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3091

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

## 公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 5 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名  
福岡県庁舎警察棟空調改修工事
- 2 工事場所  
福岡市博多区東公園
- 3 工事概要  
管工事（庁舎（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階地下1階建て、延床面積38,759㎡）の空調改修工事）
- 4 使用する主要な資機材  
エアハンドリングユニット 17基  
パッケージエアコン 29組  
ファンコイルユニット 799台  
自動制御設備 1式
- 5 工期  
令和6年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和11年3月16日（金曜日）まで
- 6 工事の発注方式
  - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
  - (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
  - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。  
なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）を準用する。
  - (4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。
- 7 電子入札に関する事項

- 本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象外工事であり、紙での入札手続を行う。
- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部財産活用課設備管理係（県庁行政棟9階）  
電話番号 092-643-3091
  - 9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。
  - 10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
令和6年5月28日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。  
なお、開札時点においても同条件を満たすこと。
    - (1) 全ての参加者に対する条件
      - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
      - イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。  
なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
      - ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
      - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 3者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「3者JV」という。）、2者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「2者JV」という。）又は単体企業で施工すること。

なお、出資割合は、3者JVの場合は20%以上、2者JVの場合は30%以上であること。また、本工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業で参加することができないこと。

ケ 福岡県総務部が発注する福岡県庁舎行政棟空調改修工事を落札したもの（3者JV又は2者JVの構成員である場合を含む。）でないこと。

(2) 3者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、7,700㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る1億円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監

理技術者の配置を認めない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が950点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(オ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

イ 他の構成員2者のうち1者に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、3,800㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る5,000万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までにある評点が820点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

ウ 他の構成員2者のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、1,900㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る2,500万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

- (イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。
- (ウ) 管工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAであること。
- (エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。
- (3) 2者JVの構成員に対する条件
- ア 代表構成員に対する条件
- (2)のアのとおりとする。
- イ 他の構成員に対する条件
- (2)のイのとおりとする。
- (4) 単体企業の参加者に対する条件
- (2)のアの(ア)から(ウ)までのとおりとする。
- 11 総合評価方式に関する事項
- (1) 評価項目及び配点
- 各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。
- (2) 総合評価の方法
- 「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（3者JV、2者JV又は単体企業）全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。
- （算出式）
- 技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～20点）
- 評価値＝技術評価点／入札価格
- 落札者の決定方法は、21による。
- (3) 技術提案の作成
- 技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

- 12 入札説明書の交付
- (1) 期間
- 令和6年5月14日（火曜日）から令和6年6月25日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
- 8に同じ。
- また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。
- 13 契約条項等を示す場所及び日時
- 本件工事に係る工事請負契約書案、設計図面及び仕様書の縦覧を8の部局で行う。
- (1) 縦覧期間
- 縦覧期間は、令和6年5月14日（火曜日）から令和6年7月29日（月曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (2) 設計図面の配付
- 設計図面については、令和6年5月14日（火曜日）から令和6年7月29日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、8の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。
- 14 入札参加申込みの受付
- 持参又は郵送により、8の場所に、令和6年5月14日（火曜日）から令和6年5月28日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。
- 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法
- (1) 受領期間
- 持参により提出する場合は令和6年7月22日（月曜日）から令和6年7月29日（月曜日）午後1時30分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送に

より提出する場合は、令和6年7月22日（月曜日）から令和6年7月26日（金曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

イ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課横901会議室（県庁行政棟9階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

なお、3者JV又は2者JVの場合は全ての構成員について提出すること。

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 入札者又はその代理人の記名がなく、必要事項を確認できない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

- サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札
  - シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
  - ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

### (1) 落札者の決定方法

- ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。
- ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、くじにより落札者を決定する。
- エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和6年7月29日（月曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。
- カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和6年7月30日（火曜日）午後5時00分までに8の場所に持参しなければならない。  
なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。
- キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。
- ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。  
なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。
- ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合

は、その者を落札者として決定する。

- コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

### (2) 落札者決定通知

#### ア 時期

- (ア) (1)イ又はウにより落札者が決定した場合  
令和6年7月29日（月曜日）

- (イ) (1)ケ又はコの方法で、落札者を決定した場合  
令和6年8月下旬頃（予定）

#### イ 方法

書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

## 22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、管工事について、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和6年5月28日（火曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

#### ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係 (県庁行政棟 7 階北棟)

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 第 4 条第 2 項及び第 5 項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

(2) 契約書第 35 条第 1 項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。また、契約書第 35 条第 5 項及び第 6 項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第 55 条第 2 項に規定する違約金の額は、請負代金額の 10 分の 3 とすること。

(4) 契約書第 10 条第 1 項第 2 号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。

なお、3 者 J V 又は 2 者 J V の場合は、代表構成員が当該技術者を配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本公告における当該調達、政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載し

ている。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第 48 条の 3 第 1 項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

Air Conditioning Renovation Work on Fukuoka Prefectural Government Office Police Building

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 28 May 2024.

(3) Deadline for the submission of bids :

1 : 30 P. M. on 29 July 2024 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 26 July 2024 if submitted by post.

(4) Contact :

General Affairs Division

Department of Property Utilization

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3091

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

## 公告

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

| 氏名    | 住所           |
|-------|--------------|
| 田中 保光 | 朝倉市徳淵390番地   |
| 池松 和義 | 朝倉郡筑前町安野35番地 |
| 平田 善春 | 小郡市干潟2122番地  |

## 2 就任監事

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 武田 重教 | 朝倉市三奈木1467番地1 |

## 公告

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 就任理事

| 氏名    | 住所               |
|-------|------------------|
| 深町 敏生 | 三潞郡大木町大字大藪847番地1 |

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電話応対支援システム賃貸借

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（434円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年6月3日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達内容

(1) 調達案件名

電話対応支援システム賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年6月24日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名      | 等級    |
|-----|-----|----------|-------|
| 13  | 08  | リース・レンタル | AA, A |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

#### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

#### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

#### 7 入札説明書の交付

令和6年5月14日（火曜日）から令和6年6月17日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和6年6月24日（月曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時  
令和6年6月25日（火曜日）午前10時00分
- (3) その他  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される

- 。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A leasing contract for Lease for Telephone Operation Supporting System
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 P. M. June 24, 2024
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender Accounting Division,  
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福岡県こども療育センター新光園清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県こども療育センター新光園
  - (2) 所在地  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
福岡総合ビル管理事業協同組合
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前一丁目4番1号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)  
100,584,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年3月5日

#### 公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成26年福岡県条例第57号)第16条第1項の規

定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和 6 年 5 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 81 号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和 6 年 5 月 11 日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。